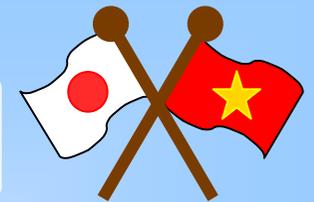


日本・ベトナム経済連携協定の概要



日本・ベトナム経済連携協定(EPA)の意義

関税の撤廃・削減、サービス貿易の自由化及び関連分野の連携強化を図ることにより、日・ベトナム間の貿易の拡大、投資活動の促進及び経済関係全般の強化に貢献する。ベトナムにとっては初めての二国間EPA。

交渉の経緯

2005年12月
交渉立ち上げのための共同検討会合の開始を決定
(首脳会談: 東アジア首脳会議)

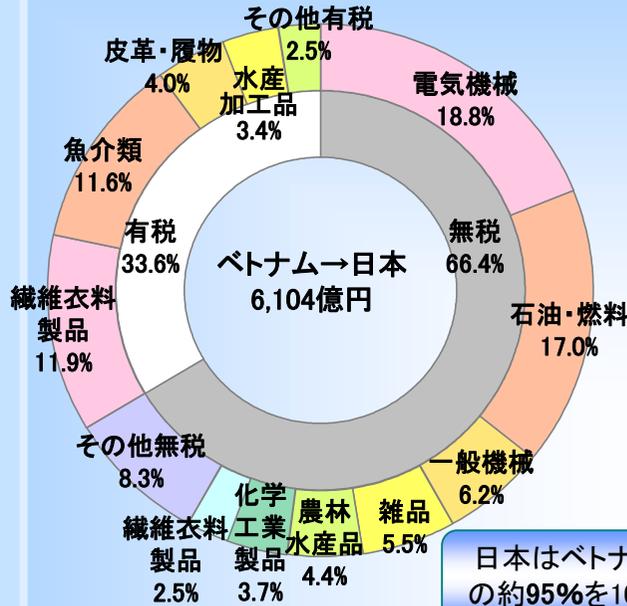
2006年2月、4月
2回の共同検討会合を開催

2006年10月
正式交渉開始決定
(首脳会談)

**2007年1月～
2008年9月**
9回の正式交渉会合及び6回の中機会合を開催

2008年9月
大筋合意

2008年12月
署名
(日本側外務大臣・
ベトナム側商工大臣)



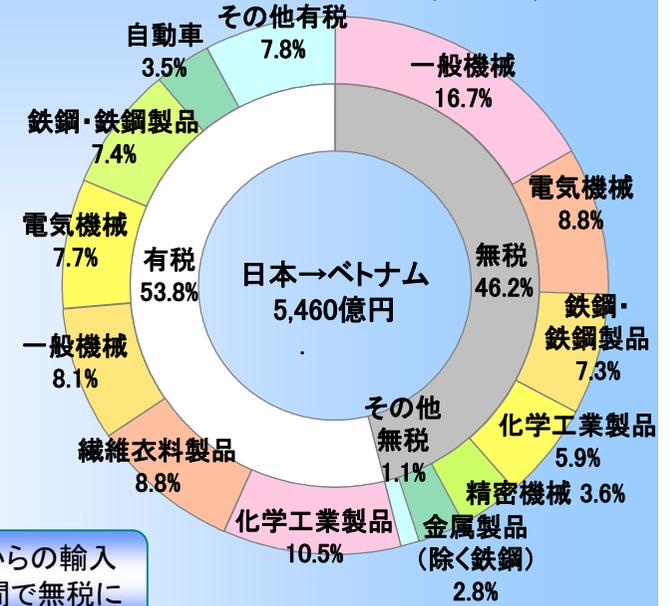
2006年財務省貿易統計

往復貿易額の約92%を
協定発効後10年間で関税撤廃

日本はベトナムからの輸入の約95%を10年間で無税に

日本側の市場アクセス改善(カッコ内は現行関税率)

- 鉱工業品
 - ・ ほぼ全ての品目につき即時関税撤廃
- 農林水産品
 - ・ 農産品: ドリアン(2.5%)、オクラ(3%)は即時、冷凍ほうれん草(6%)は5年間、スイートコーン(6%)は7年間でそれぞれ関税撤廃、天然はちみつ(25.5%)は関税割当(枠内税率12.8%、1年目100トン→11年目150トン)
 - ・ 林産品: 林産品(合板等を除く)(0-6%)は即時又は10年間で関税撤廃
 - ・ 水産品: えび(1-2%)、えび調製品(3.2-5.3%)は即時、冷凍たこ(5%)、冷凍ちうお(3.5%)は5年間でそれぞれ関税撤廃



2006年ベトナム貿易統計

ベトナムは日本からの輸入の約88%を10年間で無税に

参考: 16年間で約93%が無税に

ベトナム側の市場アクセス改善(カッコ内は現行関税率)

- 鉱工業品
 - ・ 自動車部品: ボルト・ナット(5%)は5年間、ギアボックス(10-20%)は10年間、エンジン・エンジン部品(3-20%)及びブレーキ(10%)は10~15年間でそれぞれ関税撤廃
 - ・ 鉄鋼: 熱延鋼板は原則として現行税率0%を固定、亜鉛めっき鋼板(5-12%)は10年間で関税撤廃、冷延鋼板(3-7%)は15年間で関税撤廃
 - ・ 電気電子: フラットパネル、DVD部品(3%)は2年間、デジタルカメラ(10%)は4年間、カラーテレビ(40%)は8年間でそれぞれ関税撤廃
- 農林水産品
 - ・ 切花、りんご、なし、みかん等多くの品目は即時又は10年間で関税撤廃